

# 火災に遭ったときは



佐賀市

火災で被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。火災により、家屋や家財が焼失してしまうと、さまざまな手続きが必要となりますが、その一方で、被災された方に対しての支援制度等を用意しております。

このパンフレットはそれら諸手続きや支援制度をまとめておりますので、ご利用ください。

佐賀市役所 福祉総務課

#### 【目次】

1.	これからの手続きのため	P2
2.	見舞品のお渡し	P2
3.	火災後の手続き（証書類が消失してしまったとき）	P2
4.	火災後に受けられるサービス	P3
	① ごみ処理	P3
	② 住宅	P3
	③ 資金	P3
	④ 税の減免	P4
	⑤ 保険料等（国民年金保険）の減免	P5
	⑥ 保険料等（介護保険）の減免	P5
	⑦ 保険料等（後期高齢者医療保険）の減免	P6
	⑧ 建築・修繕	P6

## 1. これからの手続きのため

罹災証明の発行（火災）	問合せ先 各消防署	□チェック・メモ
<p>罹災証明は、各種手続きを受ける際に必要となります。</p> <p>罹災した建物の住所により証明を発行する消防署が異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併前の佐賀市、諸富町地区…佐賀消防署（33-6773）</li> <li>・川副町、東与賀町、久保田町地区…南部消防署（45-6442）</li> <li>・富士町、大和町地区…北部消防署（62-3442）</li> <li>・三瀬村地区…神埼消防署（52-3291）</li> </ul>		

## 2. 見舞品のお渡し

見舞金品の支給	問合せ先 福祉総務課（40-7249） 佐賀市社会福祉協議会（32-6670）	□チェック・メモ
<p>居住している住宅が火災の被害に遭われた方に対して、被害の程度や世帯構成に応じて、見舞金や見舞品をお渡しします。</p> <p>佐賀市役所と佐賀市社会福祉協議会それぞれがお渡しします。</p>		

## 3. 火災後の手続き（証書類が消失してしまったとき）

印鑑等の登録、証明手数料の減免、 マイナンバーカード	問合せ先 市民生活課 （40-7099）	□チェック・メモ
<p>罹災に伴い印鑑登録証（カード）や登録印鑑（実印）を紛失された場合、登録手数料を減免します。</p> <p>また、罹災に伴い証明書が必要となった場合、住民票や戸籍、印鑑登録に関する証明書を発行する際の手数料を減免します。</p> <p>※減免は罹災した日から1年以内で、罹災証明書等の提示が必要です。</p>		
<p>マイナンバーカードは、罹災した日から3ヶ月以内であれば、再交付手数料を減免します。ただし、電子証明書の発行手数料は対象外で、罹災証明書等の提示が必要です。</p> <p>通知カード、住民基本台帳カードを紛失された場合は、マイナンバーカードの交付申請（初回無料）をご検討ください。</p>		

## 4. 火災後に受けられるサービス

### ～①ごみ処理～

ごみ処理手数料の減免	問合せ先 循環型社会推進課 (30-2430)	☐チェック・メモ
<p>火災で発生したごみを処理施設に搬入する際、一般廃棄物手数料を減免します。事業所からのごみについては、有料となります。</p> <p>また、通常受け入れできない建築廃材（木材）も受け入れます。（ただし、木材の受入できる大きさは、長さ1m、直径10cm未満です。）なお、瓦、塩化ビニール製波板、コンクリート殻、灰は受け入れできないので、ご注意ください。</p> <p>※重量は2トン車10台分までです。</p> <p>※罹災証明が必要なので、ご利用の際はご準備ください。</p> <p>※詳しくは循環型社会推進課までお尋ね下さい。</p>		

### ～②住宅～

公営住宅の一時利用	問合せ先 建築住宅課 (40-7291)	☐チェック・メモ
<p>災害により住居を滅失された方は市営住宅を利用できる場合がありますので、建築住宅課にご相談ください。</p> <p>※罹災証明、身分証明書が必要です。（身分証明書が消失している場合は後日の持参でも可能です。）</p>		

### ～③資金～

生活福祉資金貸付	問合せ先 佐賀市社会福祉協議会 (32-6670)	☐チェック・メモ
<p>低所得者や高齢者・障がい者世帯に対して、災害を受けたことにより臨時的に必要となった経費の貸付を行っています。貸付上限額は150万円、貸付利率は年0～1.5%、償還期間は7年以内です。</p> <p>なお、災害の規模により適用されないことがありますので、詳しくは佐賀市社会福祉協議会にお尋ねください。</p>		

### ～④税の減免～

佐賀市国民健康保険税減免	問合せ先 保険年金課 (40-7272)	☐チェック・メモ
<p>災害により、納税義務者又はその世帯に属する被保険者が所有する住宅又は家財等に損害が発生し、国保税の納付が困難になった場合、損害程度に応</p>		

じて減免されます。損害の程度や総所得金額等により減免される割合が異なりますので、ご注意ください。 ※必要な書類 ・罹災証明書            ・固定資産税名寄帳 ・火災保険の支払保険金の明細のコピー（支払保険金がある場合） ※罹災期間、割合等詳しくは保険年金課へお問い合わせください。	
---	--

個人市県民税の減免		問合せ先 市民税課（40-7062）	□チェック・メモ
1	災害により、お亡くなりになった場合、個人市県民税を全額免除します。 また、災害により障害を負われた場合は、個人市県民税の10分の9を免除します。		
2	災害により、納税義務者が所有、居住する住宅または家財が被害を受けた場合、被害を受けた日以降に納期の末日が到来する当年度分の税額を減免します。 対象者は、前年所得が1000万以下で、全壊、半壊など一定規模の被害を受けた方です。		

固定資産税の減免		問合せ先 資産税課（40-7071）	□チェック・メモ
全壊、半壊など一定以上の被害を受けた場合、被害を受けた日以降に納期の末日が到来する当年度分の税額を減免します。 災害により被害を受けた固定資産の納税義務者が対象となります。			

～⑤保険料等（国民年金保険）の減免～

国保一部負担金の徴収猶予・減免		問合せ先 保険年金課（40-7271）	□チェック・メモ
災害により、死亡、心身に障害を受けた等の重大な損害を受けたとき、医療機関受診時の一部負担金支払いを一定期間猶予し、期間満了後支払いを減			

<p>免または免除します。</p> <p>なお、国保税に滞納がある方は対象外となる場合があります。また、損害の程度により減免内容は異なるのでご注意ください。</p> <p>※罹災証明が必要なので、ご利用の際はご準備ください。</p>	
--	--

<p>国民年金保険料の申請免除</p> <p>問合せ先 保険年金課 (40-7275) 佐賀年金事務所国民年金課 (31-4191)</p>	<p>☐チェック・メモ</p>
<p>国民年金保険料を納付することが著しく困難である場合に、保険料の納付を免除します。</p> <p>※住宅・家財等の財産の被害状況が基準となりますので、確認できる罹災証明が必要となります。</p>	

～⑥保険料等（介護保険）の減免～

<p>介護保険料の減免</p> <p>問合せ先 高齢福祉課 (40-7284) 佐賀中部広域連合 業務課 (40-1135)</p>	<p>☐チェック・メモ</p>
<p>災害により、家財等に著しい被害を受けた場合、保険料を減免できます。</p> <p>対象者は、損害の程度が10分の3以上で、前年中の世帯合計所得が1000万以下の方です。</p> <p>※罹災証明が必要となりますので、ご利用の際はご準備ください。</p>	

<p>介護保険利用者負担額の減免</p> <p>問合せ先 高齢福祉課 (40-7284) 佐賀中部広域連合 給付課 (40-1134)</p>	<p>☐チェック・メモ</p>
<p>災害により、家財等に著しい被害を受けた場合、介護保険の利用者負担額を軽減できます。</p> <p>対象者は、損害の程度が10分の3以上で、前年中の世帯合計所得が1000万以下の方です。</p> <p>※罹災証明が必要となりますので、ご利用の際はご準備ください。</p>	

～⑦保険料等（後期高齢者医療保険）の減免～

<p>後期高齢者医療保険料の徴収猶予・減免</p> <p>問合せ先 佐賀県後期高齢者医療広域連合 (64-8476) 保険年金課 (40-7274)</p>	<p>☐チェック・メモ</p>
--	-----------------

<p>被保険者又はその世帯主は、災害により損害を受けたため、保険料の納付が困難な場合、保険料の徴収を猶予又は減免することができます。損害の程度や総所得金額等により減免される割合が異なりますので、ご注意ください。</p> <p>※罹災証明書が必要となりますので、ご利用の際はご準備ください。</p>	
--	--

<p>後期高齢者医療一部負担金の徴収猶予・減免          問合せ先 佐賀県後期高齢者医療広域連合（64-8476）          保険年金課（40-7274）</p>	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
<p>被保険者又はその世帯主は、災害により損害を受けたとき、医療機関等を受診した際に支払う一部負担金を徴収猶予、減額、免除することができます。損害の程度や総所得金額等により減免される割合が異なりますので、ご注意ください。</p> <p>※罹災証明書が必要となりますので、ご利用の際はご準備ください。</p>	

～⑧建築・修繕～

<p>建築関係の手数料減免          問合せ先 建築指導課（40-7171）</p>	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
<p>災害により住宅が滅失、破損したため、これに替わる住宅を建築または大規模修繕する場合、確認申請等の手数料を免除します。</p> <p>災害発生の日から6月以内の、災害により住宅を滅失、破損した世帯が対象です。</p> <p>※罹災証明の添付が必要なので、ご利用の際はご準備ください。</p>	